

◎新潟県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条田川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市田川町一丁目162番から	新	7.6～15.6メートル	101.5メートル
同市川原町937番まで	旧	7.6～14.4メートル	97.5メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更